

別表十六（十）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が資産に係る消費税等の経理処理につき税抜経理方式を適用している場合において、資産に係る控除対象外消費税額等について令第139条の4《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》（平成30年改正令附則第14条第2項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じ。）若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）による改正前の令（以下「平成26年旧令」といいます。）第139条の4《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》に規定する個別損金額を計算する場合において令第139条の4若しくは平成26年旧令第139条の4の規定により損金算入額等の計算を行うときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名

を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期の損金算入限度額2」は、「 $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$ 」の算式により計算した金額を記載します。

この場合、当期の月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。

なお、令第139条の4第7項の規定の適用を受けるとき又は法第81条の3第1項（令第139条の4第7項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受けるときにあつては、「当期の月数」とあるのは「当期首から適格分割等の日の前日までの期間の月数」として記載し、適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延消費税額等（承継繰延消費税額等）について、適格組織再編成の日の属する期の損金算入限度額を計算するときにあつては、「当期の月数」とあるのは「適格組織再編成の日から当期末までの期間の月数」として記載します。